

## 基準適合義務対象とならない建築物に係る確認申請書第2面8欄の記載方法

○以下については、「提出不要」を選択するのみで記述は不要。

- ①住宅のみの建築物や用途が法18条及び令7条に規定する用途のみの建築物の新築・増改築
- ②延べ面積300m<sup>2</sup>未満の建築物の新築
- ③増改築後の延べ面積が300m<sup>2</sup>未満の建築物の増改築
- ④増改築部分の床面積が300m<sup>2</sup>未満の建築物の増改築

○上記に該当しないものについては、「提出不要」を選択するとともに、義務対象とならない事由に応じ、下表の記述等が必要。

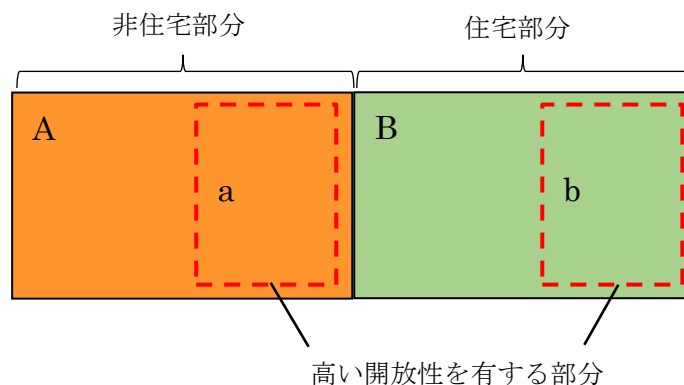
### <新築>

義務対象とならない事由	記述内容	必要な図書等
① 適用除外用途に該当	○左欄の事由 ○具体の用途名称	○左欄の用途であることを示す図書等*1
② 複合建築物で非住宅部分の床面積(A)が300m <sup>2</sup> 未満	○左欄の事由 ○住宅部分・非住宅部分の床面積	○住宅部分・非住宅部分の床面積を示す図書(各階平面図・床面積求積積図等*3)
③ 高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の床面積(A-a)が300m <sup>2</sup> 未満	○左欄の事由 ○高い開放性を有する部分を除いた床面積 *複合建築物は、②も必要	○高い開放性を有する部分の床面積を示す図書(各階平面図・床面積求積積図等*2) *複合建築物は、②も必要
④ 令和2年度中に省エネ法に基づく届出を実施(2,000m <sup>2</sup> 以上は従前どおり)	○左欄の事由	○受理印が押印された省エネ届出書の副本

\*1：確認申請書や添付図書において明らかな場合にあつては、不要

\*2：床面積や常時外気に開放された開口部の面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積積図や開口部の面積算定根拠資料等の書類を求める。

\*3：住宅部分・非住宅部分の床面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積積図や住宅・非住宅の共用部分の判断に係る根拠資料等の書類を求める。



<増改築>

義務対象とならない事由	記述内容	必要な図書等
① 適用除外用途に該当	○左欄の事由 ○具体の用途名称	左欄の用途であることを示す図書等*1
②複合建築物で増改築後の非住宅部分の床面積(A+A')が300m <sup>2</sup> 未満	○左欄の事由 ○住宅部分・非住宅部分の床面積	○住宅部分・非住宅部分の床面積を示す図書(各階平面図・床面積求積図等*3)
③-1 高い開放性を有する部分を除いた増改築後の非住宅部分の床面積(A-a+A'-a')が300m <sup>2</sup> 未満	○左欄の事由 ○高い開放性を有する部分を除いた床面積 *複合建築物は、②も必要	○高い開放性を有する部分の床面積を示す図書(各階平面図・床面積求積図等*2) *複合建築物は、②も必要
③-2 高い開放性を有する部分を除いた増改築部分(非住宅部分に限る)の床面積(A-a)が300m <sup>2</sup> 未満	○左欄の事由 ○高い開放性を有する部分を除いた床面積 *複合建築物は、②も必要	○高い開放性を有する部分の床面積を示す図書(各階平面図・床面積求積図等*2) *複合建築物は、②も必要
④「増改築後の非住宅部分の延べ面積*4(A+A')」に対する「増改築部分(非住宅部分に限る)の床面積*4(A)」の割合が1/2以下*5	○左欄の事由(特定増改築に該当する旨) ○複合建築物については、増改築後の非住宅部分の延べ面積、増改築部分(非住宅部分に限る)の床面積	○複合建築物については、住宅部分・非住宅部分の床面積を示す図書(各階平面図・床面積求積図等*3) *複合建築物以外は、不要
⑤令和2年度中に省エネ法に基づく届出を実施(2,000 m <sup>2</sup> 以上は従前どおり)	○左欄の事由	○受理印が押印された省エネ届出書の副本

\*1: 確認申請書や添付図書において明らかな場合にあつては、不要

\*2: 床面積や常時外気に開放された開口部の面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積図や開口部の面積算定根拠資料等の書類を求める。

\*3: 住宅部分・非住宅部分の床面積を精査する必要がある場合にあつては、床面積求積図や住宅・非住宅の共用部分の判断に係る根拠資料等の書類を求める。

\*4: 「高い開放性を有する部分」を除かない面積。

\*5: 平成29年4月1日時点で現に存する建築物についてのみ適用。

(参考) 確認申請書第2面8欄

**【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】**

提出済( )

未提出( )

提出不要( )

